第二条第一項、第四条第一項、第五条から第七条までの規定、第八条第一項、第九条及び第十条第一項中「及び民間研究促進業務」を削る。

第十一条中「及び民間研究促進業務」を削り、「次の」を「次に掲げる」に改める。

第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条から第十八条までの規定中「及び民間研究促進業務」を削る。

第十九条中「第三条第二項」を「第二条第二項」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第二条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（特例業務に関する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令の規定の適用）

第二条　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第六条第一項の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が同項に規定する特例業務（以下「特例業務」という。）を行う場合には、第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令（以下この条において「新業務運営省令」という。）第一条第一号中「並びに同条第四項及び第五項に規定する業務」とあるのは「、同条第四項及び第五項に規定する業務並びに独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第六条第一項に規定する特例業務（以下「特例業務」という。）」と、新業務運営省令第二条第二項第二号中「業務」とあるのは「業務及び特例業務」と、同項第三号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特例業務」とする。

（勘定区分等の特例）

第三条　研究機構が整備法附則第六条第二項の規定により特別の勘定を設けて経理を区分して整理する場合には、第二条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令（以下「新財務会計省令」という。）第三条中「研究機構法第十五条の規定により経理を区分して整理する場合」とあるのは、「研究機構法第十五条の規定により経理を区分して整理する場合及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第六条第二項の規定により特別の勘定を設けて経理を区分して整理する場合」とする。

（特例業務に関する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の規定の準用）

第四条　新財務会計省令の規定（前条の規定により読み替えて適用する新財務会計省令第三条の規定を含む。）は、研究機構の行う特例業務について準用する。

○厚生労働省令第四十八号

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十四条の規定に基づき、自殺対策基本法第十四条に規定する交付金に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

自殺対策基本法第十四条に規定する交付金に関する省令

（交付金の交付）

第一条　自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十四条に規定する交付金（以下「交付金」という。）は、地方公共団体が実施する地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等のうち、厚生労働大臣が適当と認めるものの実施に要する経費に充てるために交付するものとする。

（委任規定）

第二条　前条に定めるもののほか、交付金の額を算出するために必要な事項、交付金の交付の手続、交付金の経理その他の必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによる。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十一号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第八十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項並びに同法第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

農林水産大臣　森山　**裕**

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第一条中「及び第十号」を削り、「業務並びに」を「業務及び」に改め、「附帯する業務」の下に「並びに同条第三項から第五項までに規定する業務」を加える。

第二十条中「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号。以下「施行令」という。）第三条第二項」を「施行令第二条第二項」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条を第二十二条とし、第二条から第十九条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　研究機構に係る通則法第十九条第四項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　研究機構の役員及び職員

二　研究機構の子法人（通則法第十九条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、研究機構の他の監事、研究機構の子法人の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。